

防犯機能付電話機等購入補助金

振り込め詐欺等の特殊詐欺被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、防犯機能付電話機、テレビドアホンの購入費を補助します。

対象機器 ①防犯機能付電話機(事前予告機能、通話録音機能、ナンバーディスプレイ機能を備えたもの)
②テレビドアホン(モニター機能、録画機能を備えたもの)
※①、②共に、令和6年7月1日以降に購入したものに限りです。

対象者 次の全てを満たす人
・伯耆町に住所を有する60歳以上の人(今年度末までに満60歳になる人を含む)、または障がいや認知機能の低下等で、消費生活上特に配慮を要する人
・町税を滞納していないこと(世帯員含む)

補助金額 1世帯につき各1台の購入費(上限10,000円) ※設置費や配送費は補助対象外です。

申請期間 令和6年7月8日(月)から令和7年1月31日(金)まで
※先着順に受け付けし、予算が上限に達した場合は事前に受け付けを終了します。

申請方法 申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて住民課へ提出してください。
(申請書は住民課窓口、町ホームページにあります。)
＜添付書類＞①メーカー、品名、品番、日付の記載された領収書等の写し
②購入した対象機器の仕様等が確認できるカタログ、説明書等の写し
③対象機器を設置したことがわかる写真
④本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
⑤支払口座の通帳等の写し ⑥その他町長が必要と認める書類

注意事項 ・対象機器は新品での購入とし、1世帯につき1回に限り補助します。
・令和2年度、令和5年度に実施した本補助金の交付を受けた世帯は対象外です。
・機器の設置後、5年間は使用してください。町から、設置状況の調査を行うことがありますので、ご協力ください。
・この事業は、鳥取県の補助金を財源とするため、来年度以降の実施は未定です。

問い合わせ先

住民課 ☎ 0859-68-3115



◀伯耆町
ホームページ

ひとり親家庭の特別医療費受給資格証更新手続き

ひとり親家庭の特別医療費受給資格証をお持ちの人は、有効期限が6月30日となっていますので、早めに更新手続きをしてください。また、現在受給資格証を持っていない人でも、以下の要件をすべて満たす人は対象となる場合がありますので、健康対策課までお問い合わせください。

受給資格要件(次の2つの要件をどちらも満たす人)

1. ひとり親家庭で、18歳に達する年度末までの子(平成18年4月2日以降生まれの子)を扶養している人
2. 令和5年の所得について世帯全員の所得税が非課税の人(16歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養控除があると仮計算した結果で判定)

申請(更新)に必要なもの ①健康保険証 ②特別医療費受給資格証(持っている人のみ)

※令和6年1月2日以降に伯耆町に転入した人は、別に前住所地が発行する**令和6年度(令和5年中)所得課税証明書(所得と控除の内訳が分かるもの)**が必要です。

申請(更新)窓口 本庁舎：健康対策課 健康増進室 分庁舎：分庁総合窓口課

上記に該当されないひとり親家庭の人で、児童扶養手当の所得制限未満の人は、伯耆町医療費助成制度に該当する場合がありますので、健康対策課までお問い合わせください。

問い合わせ先

健康対策課 健康増進室
☎ 0859-68-5536